

(別紙)

新型コロナウイルス感染症に係る保育料の減額対応について

保育料は、登園日数に関わらず1か月分を徴収しますが、新型コロナウイルス感染症発生による臨時休園及び児童が陽性、濃厚接触者と特定された場合のみ、日割り計算による減額を行います。

※令和3年3月22日以降の減額については、保護者からの申告制となります。

【申告書についての注意事項】

◇ 提出先	申告書を保護者が記入のうえ、保育園で確認を受けた後、保育課へご提出ください。 〒153-8573 目黒区上目黒 2-19-15 目黒区 保育課保育施設運営係（直通 03-5722-8722）
◇ 提出期限	登園を再開した月の <u>翌月末まで</u>
◇ 申告書配布場所	各園または目黒区ホームページからダウンロード
◇ その他	・兄弟で休所期間が異なる場合は、1枚ずつご記入ください。 ・臨時休園または登園停止を実施した場合は、申告書の提出は不要です。

【保育料の日割りについて】

- ① 対象者（区内在住の児童のみ）
0～2歳児クラスの児童
3～5歳児クラスの公立延長保育を利用している児童
※区外から通園している方は、在住の自治体にお問い合わせください。
- ② 対象期間（令和3年3月22日以降）
(1) 臨時休園等の場合：保育所が臨時休園または登園停止を実施した期間
(2) 児童が陽性または濃厚接触者となり欠席した場合：当該児童の健康観察期間
- ③ 日割り保育料の算出方法（月を単位に計算）
月額保育料（月額延長保育料）×その月の登園日数÷25（国の定める日数）
※10円未満切捨て
※対象期間以外の欠席については、減額の対象となりません。
※延長保育を利用しなかった場合でも、日中の保育を利用した場合には、延長保育料が発生します。
- ④ 保育料の還付方法等
日割り後の保育料や還付方法等については、保育料減額適用通知書にて別途案内します。

お問い合わせ先

目黒区子育て支援部保育課保育施設運営係

電話：03-5722-8722

(記入例)

新型コロナウイルス感染症に係る申告書

令和 3年 4月 20日

目黒区福祉事務所長 あて

住 所 目黒区上目黒2-19-15

保護者氏名 目黒区 太郎

保育料の減額適用を受けるため、新型コロナウイルス感染症に係る児童の状況について、下記の通り申告します。

記

在園児童名	生年月日	クラス年齢	保育園名
目黒区 花子	令和2年11月11日	0歳	ABC保育園
	年 月 日		

児童の状況 ※当てはまるものに☑を入れてください。

- 児童が新型コロナウイルスに感染した
- 児童が濃厚接触者となった（感染者氏名：目黒区 太郎 児童との続柄：父）

休所期間 ※健康観察期間の終了までが対象です。

令和 3年 4月 5日 ~ 令和 3年 4月 16日

保護者が記入の上、保育園で確認を受けた後、保育課保育施設運営係へご提出ください。

※臨時休園または登園停止を実施した場合は、本申告書の提出は不要です。

※兄弟で休所期間が異なる場合は、1枚ずつ記入してください。

※登園を再開した月の翌月末までに、本申告書を提出してください。

(例) 休所期間：令和3年4月5日～4月16日 → 令和3年5月末までに提出

以 上

《施設確認欄》

園長記入欄 ※内容を確認の上、☑を入れてください。

- 上記の申告内容について、相違ありません。

令和 3年 4月 22日

保育園名： ABC保育園

園長名： 保育 園子

提出先：〒153-8573 目黒区上目黒2-19-15 目黒区保育課保育施設運営係